

令和6年度

宗像市スポーツ施設利用実態及び将来需要  
並びに老朽化対策等総合調査事業

プロポーザル方式実施要領

令和6年4月

宗像市市民協働部文化スポーツ課

この要領は、宗像市がスポーツ施設利用実態及び将来需要並びに老朽化対策等総合調査業務委託の受注者をプロポーザル方式(以下、「プロポーザル」という。)により選定し、契約を行うための必要な手続き等について定めるものとする。

## 1. 業務の趣旨と目的

本市のスポーツ施設について、供給開始から宗像市民体育館、宗像市玄海 B&G 海洋センター、宗像勤労者体育センター及び宗像市弓道場については40年、アクアドームについては30年を超過しており、現在老朽化が進行しているため、市民が安全・安心にこれらのスポーツ施設を利用するためには老朽化対策が必要な状況である。

本市の社会環境は大きく変化しており、少子高齢化がさらに進むことや人口の減少が見込まれていることから、市民一人当たりの公共施設の面積の削減の検討も必要な状況である。

本事業は、以上のような本市を取り巻く社会環境を踏まえた上で、スポーツや運動、防災、健康づくり等に関する施策の着実な推進のために、スポーツ施設の利用実態や将来需要等の現況の把握を行い、市民や関係団体の意見を踏まえつつ、本市のスポーツ施設の適正規模及び効果的かつ実現可能な老朽化対策について取りまとめ、報告書の作成を行うものとする。

なお、この老朽化対策については、現存施設の長寿命化や集約化、建替等の視点で、これらの対策のメリットやデメリット等の比較・検討を行い、建替のうち移転建替については、文化スポーツ、防災、健康づくり、レクリエーション、これら4分野の機能集積地の可能性について調査・検討を行うものとする。

## 2. 業務概要

- (1) 業務名称：スポーツ施設利用実態及び将来需要並びに老朽化対策等総合調査業務
- (2) 業務内容：別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の翌日から令和7年3月21日(予定)
- (4) 契約限度額：12,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始がなされていない者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者、会社更生法

(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。

- (3) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (4) 宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人(契約締結の権限を委任する場合は、その受任者)が住所地の市町村税を滞納していない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員でない者。
- (6) 法人であって、その役員が(5)に該当しない者。
- (7) 本市から、宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (8) 宗像市登録業者名簿に登録されている者。
- (9) 本業務の遂行に必要な関連知識があり、事業を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有している者。
- (10) 業務の実施にあたっては、技術士(都市及び地方計画)またはシビルコンサルティングマネージャ(RCCM-都市及び地方計画)の資格を有する者を1人以上配置予定技術者として選任すること。

#### 4. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

##### (1) 参加表明書の作成要領

参加表表明書の様式は、別添(様式1~5、A4判)に示すとおりとする。

##### (2) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

###### ① 業務管理責任者の資格及び実績(様式3)

- 1) 業務管理責任者の実績等(様式3)の内容に基づき、配置予定管理責任者の資格及び実績を記載すること。
- 2) 地域精通度に関する実績は最大5件とし、平成26年度以降に契約履行が完了した宗像市発注の法定計画(計画策定が努力義務の計画を含む)策定に関する業務を担当技術者以上の職位として従事した実績とする。
- 3) 同種又は類似業務の実績は最大4件とし、平成26年度以降に契約履行が完了した以下に該当する業務を担当技術者以上の職位として従事した実績とする。
- 4) 同種業務は、5,000m<sup>2</sup>以上の市民が利用する体育館の基本構想策定業務とする。
- 5) 類似業務は、市民が使用するスポーツ施設の基本構想策定業務とする。
- 6) 2)、3)で記載した業務実績に対し、契約書の写し、規模が分かる資料(業務仕様書など)及び記載した業務に携わった技術者の立場が分かる資料(業務計画書の該当部分の写しなど)を提出すること。

###### ② 担当技術者の資格及び実績(様式4)

- 1) 担当技術者の実績等(様式4)の内容に基づき、配置予定技術者の資格及び実績を記載すること。
  - 2) 地域精通度に関する実績は最大5件とし、平成26年度以降に契約履行が完了した宗像市発注の法定計画(計画策定が努力義務の計画を含む)策定に関する業務を担当技術者の職位として従事した実績とする。
  - 3) 同種又は類似業務の実績は最大5件とし、平成26年度以降に契約履行が完了した以下に該当する業務を担当技術者の職位として従事した実績とする。
  - 4) 同種業務は、5,000m<sup>2</sup>以上の市民が利用する体育館の基本構想策定業務とする。
  - 5) 類似業務は、市民が使用するスポーツ施設の基本構想策定業務とする。
  - 6) 2)、3)で記載した業務実績に対し、契約書の写し、規模が分かる資料(業務仕様書など)及び記載した業務に携わった技術者の立場が分かる資料(業務計画書の該当部分の写しなど)を提出すること。
- ③ 協力事務所の名称等(様式5)
- 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記載すること。(なお、当該事項がない場合は提出不要)

#### 5. 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限：令和6年4月15日(月)正午まで(必着)
- (2) 提出方法：様式1~5(様式5は該当する場合のみ)を各1部、持参又は郵送により提出すること。なお、郵送時の事故等により、提出期限までに届かない場合、本市はその責を負わない。
- (3) 提出先：「15. 問い合わせ先」に同じ

## 6. 参加表明書の評価基準

参加表明書は以下に示す評価基準で評価し、合計点が10点以上の者すべてに令和6年4月16日(火)までに技術提案書の提出依頼を通知する。ただし、合計点が10点以上の者がいない場合に、合計点が5点以上の者のうち上位5者に技術提案書の提出依頼を通知する。

参加表明書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは以下のとおりである。

評価項目		評価の着目点	判断基準	配点
業務管理責任者	資格	技術者資格 管理責任者の保有資格	当該分野における下記の資格を保有している場合に評価する。 ①技術士【総合技術監理部門/都市及び地方計画】(3点) ②技術士【建設部門/都市及び地方計画】(2点) ③RCCM【都市及び地方計画】(1点)	最大 3
	技術力	地域精通度 過去10年間の宗像市発注の業務実績	管理責任者等の実績等(様式3)で記載のあった業務実績について、宗像市発注の法定計画(計画策定が努力義務の計画を含む)策定に関する業務を以下の立場として受注した実績がある場合に1件あたり1点とし、最大5件まで評価する。 ○管理技術者又はこれに準ずる立場 ○担当技術者又はこれに準ずる立場	最大 5
		実績 過去10年間の同種又は類似業務等の実績	管理責任者の実績等(様式3)で記載のあった実績について、同種業務を1件あたり1点、類似業務を1件あたり0.5点とし、最大4件まで評価とする。	最大 4
担当技術者	資格	技術者資格 担当技術者の保有資格	当該分野における下記の資格を保有している場合に評価する。 ①技術士【総合技術監理部門/都市及び地方計画】(3点) ②技術士【建設部門/都市及び地方計画】(2点) ③RCCM【都市及び地方計画】(1点)	最大 3
	技術力	地域精通度 過去10年間の宗像市発注の業務実績	担当技術者の実績等(様式4)で記載のあった実績について、宗像市発注の法定計画(計画策定が努力義務の計画を含む)策定に関する業務を以下の立場として受注した実績がある場合に1件あたり1点とし、最大5件まで評価する。 ○担当技術者又はこれに準ずる立場	最大 5
		実績 過去10年間の同種又は類似業務等の実績	担当技術者の実績等(様式4)で記載のあった実績について、同種業務を1件あたり1点、類似業務を1件あたり0.5点とし、最大5件まで評価とする。	最大 5
<b>合計(参加表明書)</b>				<b>25</b>

## 7. 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 基本事項

プロポーサルは調査及び検討業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。具体的な作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとする。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない技術提案書については、提案を無効とする場合があるので、注意すること。

また、「3. 参加資格要件」の条件を満たさない者の提出した技術提案書は無効とする。

### (2) 技術提案書の作成要領

技術提案書の様式は、様式6～8に示すとおりとする。

### (3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

#### ① 業務実施方針及び手法(様式7)

提案者の基本的な考え方、業務の実施方針、取り組み体制、作業工程、業務実施上の配慮事項等(「評価テーマに対する技術提案」に記述する内容を除く。)をA3判横1枚(文字の大きさ10ポイント以上)に記述すること。

なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 記述は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。また、内容は項目ごとに分類するなど、どの事項に属する内容なのかをわかりやすく表現すること。
- 2) 技術提案書の提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名、人物名等)を記載してはならない。

#### ② 評価テーマに対する技術提案(様式8)

下記に示す3つの評価テーマに対する提案をA3判横3枚(文字の大きさ10ポイント以上)に具体的に記載する。各テーマのページ配分(1枚の中での配分)は自由とする。

##### ●評価テーマ①：「スポーツ施設の利用実態調査についての提案」

- ・スポーツ施設の利用実態について調査を行うにあたり、効果的な分析方策を提案すること。

##### ●評価テーマ②：「スポーツ施設の将来需要調査についての提案」

- ・スポーツ施設の将来需要について調査を行うにあたり、効果的な分析方策を提案すること。

##### ●評価テーマ③：「スポーツ施設の適正規模及び効果的かつ実現可能な老朽化対策についての提案」

- ・スポーツ施設の適正規模及び効果的かつ実現可能な老朽化対策について検討を行うにあたり、効果的な検討方策を提案すること。

なお、記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

- 1) 記述は文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。また、内容は評価テーマごとに分類するなど、どの評価テーマに属する内容なのかをわかりやすく表現すること。なお、視覚的表現以外に使用する文字の最小サイズは10ポイントとする。
- 2) 技術提案書の提出者を特定することができる内容の記述(具体的な社名、人物名等)を記載してはならない。

#### 8. 技術提案書及び見積書の提出方法、提出先、提出期限

- (1) 提出期限：令和6年5月7日(火)午後5時まで(必着)
- (2) 提出方法：様式6~8を各1部及び当該業務にかかる見積書1部(上記2の(4)の契約限度額以下で見積もること。)を持参又は郵送により提出すること。なお、郵送時の事故等により、提出期限までに届かない場合、本市はその責を負わない。
- (3) 提出場所：「15. 問い合わせ先」に同じ

#### 9. プレゼンテーションの実施

提出された技術提案書の内容を審査するため、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは、技術提案書の内容説明及び質疑応答を行う。

- (1) 実施日：令和6年5月16日(木)(予定)
- (2) 実施場所：宗像市役所
- (3) 出席者数：1事業者につき3名までとする。
- (4) 所要時間：1事業者30分程度とする。(内容説明20分以内、質疑応答10分程度)
- (5) 提案内容の説明

プレゼンテーションは、委託業務に実際に従事する主担当者が、提出された技術提案書をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。その他の必要な機器(パソコン等)は、提案者が用意すること。

#### (6) その他

原則、プレゼンテーション実施の順番は、技術提案書の受付順とし、実施日時、実施場所、その他の詳細については、別途書面にて提案者に通知する。

10. 受注候補者を選定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは、以下のとおりである。

評価項目	評価の 着目点	判断基準	配点
実施方針 実施体制 工程表 その他	業務の基本的な考え方、 コンセプト	本市における課題、本業務の目的を理解した上で、本業務の実施における基本的な考え方が適切に示されているか。	10
	業務実施体制	緊急時の対応も含め、本業務の実施に十分な人員体制が組み立てられており、効率的・効果的な役割分担が示されているか。	5
	業務工程	業務量を的確に把握し、工程計画が効率的かつ実現可能であるか。	5
評価テーマに対する 技術提案	評価テーマ① スポーツ施設の利用実 態調査 ①上位関連計画の整理 ②宗像市に関連する基 礎資料の収集・整理 ③宗像市のスポーツの 動向 ④近隣自治体の状況	・提案された左記①～④の調査、分析方策の内容がより具体的であり、業務委託仕様書の内容との整合性があるか。 ・「宗像市のスポーツの動向」に係る調査内容(特に民間施設の調査)は効果的かつ実現可能であるか。 ・「近隣自治体の状況」に係る調査内容は効果的かつ実現可能であるか	25
	評価テーマ② スポーツ施設の将来需 要調査 ①社会的動向 ②体育館等の施設に対 する市民のニーズ ③体育館等の施設に対 する利用者のニーズ ④体育館等の施設やこ れらの整備に対する関係 団体の意見	・提案された左記①～④の調査、分析方策の内容がより具体的であり、業務委託仕様書の内容との整合性があるか。 ・「体育館等の施設やこれらの整備に対する関係団体の意見」に係る調査内容は効果的かつ実現可能ののであるか。	15
	評価テーマ③ スポーツ施設の適正規 模及び効果的かつ実現 可能な老朽化対策 ①基本方針	・スポーツ施設の適正規模の導き出し方は、客観的な情報や事実、データ等を基にした内容であるか。 ・老朽化対策の提案の過程において、現存施設の長寿命化や集約化、建替等の視点が含まれているか。 ・老朽化対策の提案の過程において、メリットやデメリット等の比較検討の要素の内容が具体的かつ効果的な内容であるか。 ・機能集積地の可能性の調査等について、具体的かつ効果的な内容であるか。 ・基本方針について、専門的な知見や高度の分析方法により、1つの結論を導き出す内容であるか。	40
合計(企画提案書)			100



価格点	5点×(提案金額のうち最低価格/自社の提案価格) ※小数点以下、切り捨て 提案上限額 12,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む) 上限を超えた場合は0点	5
合計(価格点)		5

※ 「実施方針等」、「評価テーマ①、②、③に対する企画提案」のいずれかの評価が0点である場合は、受注候補者に選定しない。

## 11. 審査方法等

(1) 参加表明書及び技術提案書にかかる審査は、「宗像市スポーツ施設利用実態及び将来需要並びに老朽化対策等総合調査事業プロポーザル選考委員会」(以下、「選考委員会」という。)において行う。

### (2) 技術提案者の選定

1) 事務局において、「6. 参加表明書の評価基準」に基づき提出された参加表明書の採点をおこない、プロポーザル選考委員会において決定した合計点が10点以上の者すべてに技術提案書提出依頼を通知する。

ただし、合計点が10点以上の者がいない場合に、合計点が5点以上の者のうち上位5者に技術提案書提出依頼を通知する。この場合に、選定の対象となる最下位順位の者で同評価の提出者が複数存在する等の場合には5者を超えて選定するものとする。

### (3) 受注候補者の選定

1) 選考委員会において、「9. 受注候補者を選定するための評価基準」に基づく各委員の評価点(105点満点(価格点5点分を含む。))に「6. 参加表明書の評価基準」に基づく評価点(25点満点)を加えた、評価点の合計(130点満点)で評価する。

委員ごとに最も評価点(130点満点)の低い順位の者を順位点1点とし、その後順位が1つ上がるごとに順位点1点を加算し、提案者ごとに単純集計し、順位点の合計点数により評価順位を決定し、最上位者を受注候補者とする。

また、順位点が並んだ場合は、委員長の順位が高い者を上位とする。

なお、委員一人の順位点数の合計は変わらないものとし、委員一人の評価において同じ評価点の者が複数存在する場合に、同じ評価点の者の順位点は、同じ評価点の者が存在しなかった場合の順位点の平均点とする。

2) 審査結果については、技術提案書提出者(以下「提案者」という。)に書面で通知する。

また、審査結果のうち次の①から④までの内容について宗像市ホームページで公表する。

①候補者名 ②全参加者名 ③全参加者の総合順位点 ④提案金額

3) 虚偽の記載があると判断された場合は失格とする。

4) 委員会は非公開とし、審査内容及び審査経過についても公表しない。

## 12. 受注候補者と契約締結に向けた協議

- (1) 候補者と宗像市の間で、内容及び契約条件について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、仕様書に定めるとおりとする。
- (3) 特別な事情等により受注候補者と契約が締結できなかった場合は、次点者と契約に関する協議を行う。
- (4) 受注候補者が契約締結日までに宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置が開始した場合は、契約を締結しない。この場合においても次点者を候補者とする。

## 13. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 提出期限

- ① 参加表明書及び仕様書に係る質問：令和6年4月8日(月)正午まで(必着)
- ② 技術提案書に係る質問：令和6年4月22日(月)正午まで(必着)

### (2) 提出方法

質問書(様式9)を作成し、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

### (3) 提出先

「15. 問い合わせ先」に同じ

### (4) 回答方法

質問に対する回答は原則として、次に示す日までに宗像市ホームページにて行うものとする。

- ① 参加表明書及び仕様書に係る質問に対する回答：令和6年4月9日(火)
- ② 技術提案書に係る質問：令和6年4月23日(火)

## 14. その他の留意事項

- (1) 提出期限までに提出がない場合や必要書類が揃っていない場合は、失格とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 原則として、提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合には、提出された提案書を無効にするとともに、宗像市指名停止等の措置に関する規定に基づく指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出された書類に関しては、本プロポーザル以外には提出者に無断で使用しない。
- (6) 原則として、書類提出後の変更は認めない。

15. 問い合わせ先

〒811-3492

福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市役所 市民協働部 文化スポーツ課 スポーツ推進係

担当：福本、上田

TEL：0940-36-1540 FAX：0940-36-0270

E-mail：bunka-sports@city.munakata.lg.jp